

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。

(第二次評定者)

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2 施 工 状 況	Ⅱ 工 程 管 理	配点：+2	配点：+1	配点：0	配点：-7.5	配点：-15
		☐ 工程管理が優れている	☐ 工程管理がやや優れている	☐ 他の評価に該当しない場合	☐ 工程管理がやや劣っている	☐ 工程管理が劣っている
☐ 01. 災害復旧工事及び施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工期内に工事を完成させた。 ☐ 02. 隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。(※ 施エプロ 65) ☐ 03. 地元調整を行い、トラブルなく工期内に工事を完成させた。(※ 施エプロ 64) ☐ 04. 工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、工事による地域への影響を低減させた。(※ 施エプロ 50) ☐ 05. 配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。(※ 施エプロ 48) ☐ 06. 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ 07. その他 （理由：_____） 工事特性等から評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。 判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。 ※ 第二次評定者は、第一次評定者の意見を参考に発注工事全体を視野に入れた総括的な評価を行う。（現場での日々の対応の評価は第1次評定者が実施） ※ 評価に当たっては評価対象項目のレ点の数だけにとらわれず、評価する内容を総合的に判断し評価する。 （例えばレ点の一つであっても、その内容が特に評価に値する場合はa評価も可） ※ 総合評価落札方式で技術提案されている事項については、評価項目から除外する。 評価：－ 配点：－						

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

(第二次評定者)

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2 施 工 状 況	Ⅲ 安 全 対 策	配点：+3	配点：+1.5	配点：0	配点：-7.5	配点：-15
		☐ 安全対策が非常に優れている	☐ 安全対策がやや優れている	☐ 他の事項に該当しない場合	☐ 安全対策がやや劣っている	☐ 安全対策が劣っている
☐ 01. 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。(※ 施エプロ 61) ☐ 02. 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。(※ 施エプロ 54) ☐ 03. 安全衛生管理活動が活発で、他の模範になっている。 ☐ 04. 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 ☐ 05. 災害防止協議会等での活動に積極的に取り組むなど、リーダーシップを発揮している。(※ 施エプロ 51) ☐ 06. 安全職場実現への取り組みが地域全体から評価されている。 ☐ 07. その他 (理由：) ※ 工事特性等から評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。 判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。 ※ 第二次評定者は、第一次評定者の意見を参考に発注工事全体を視野に入れた総括的な評価を行う。(現場での日々の対応の評価は第1次評定者が実施) ※ 評価に当たっては評価対象項目のレ点の数だけにとらわれず、評価する内容を総合的に判断し評価する。 (例えばレ点の一つであっても、その内容が特に評価に値する場合はa評価も可) 評価： — 配点： — ※ 総合評価落札方式で技術提案されている事項については、評価項目から除外する。						

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

〔記入方法〕 該当する項目の□にレマークを記入する。

(第二次評定者)

審査項目	細別	対応事項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
4 工事 特性	Ⅰ 施工 条件 等 への 対応 ― 土木 工事 ― キー ワード 評価	■構造物の特殊性への対応 ☐ 01. 対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度などの規模が特殊な工事 ☐ 02. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 ☐ 03. その他 （理由： ） ※その他の評価は右記の【事例】（03.）の事例を参考に、当該工事の工事特性等判断して評価項目に加える場合は、その理由を必ず記載する。 ※上記の対応事項に1つ以上レ点がつけば4点の加点とする。	(01)について ・切土の土工量：20 万m ³ 以上、盛土の土工量：15 万m ³ 以上、 護岸・養堤の平均高さ：10m 以上、トンネル(φ4 rd)の直径：8m 以上、 ダム用水門の設計水深 25m以上、樋門又は樋管の内空断面積 15m ² 以上、 揚排水機場の吐出管径 2,000mm以上、堰又は水門の最大径間長25m以上、 堰又は水門の径間数 3径間以上、 堰又は水門の扉体面積50m ³ /門以上、トンネル（開削工法）の開削深さ20m以上、 トンネル（NATM）の内空断面積100m ² 以上、トンネル（沈埋工法）の内空平均面積300m ² 以上、 海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深 10m以上、地滑り防止工幅100m以上かつ法長150m以上、 浚渫工の浚渫土量 100万m ³ 以上、流路工の計画高水流量 500m ³ 以上、砂防ダムの堤高15m以上、 ダムの堤高150m以上、転流トンネルの流下能力400m ³ /s以上、橋梁下部工の高さ 30m以上、 橋梁上部工の最大支間長 100m以上 (02)について ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事。 (03)について ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事 ・その他、構造物固有の難しさへの対応が必要な工事 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要な工事
		■都市部等の作業環境、社会条件等への対応 ☐ 04. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 ☐ 05. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 ☐ 06. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 ☐ 07. 現道上での交通規制に大きく影響する工事 ☐ 08. 事故や災害発生直後の緊急的な対応が必要な工事 ☐ 09. 施工箇所が広範囲にわたる工事 ☐ 10. その他 （理由： ） ※その他の評価は右記の【事例】（10.）の事例を参考に、当該工事の工事特性等判断して評価項目に加える場合は、その理由を必ず記載す ※上記の対応事項に1つ以上レ点がつけば6点の加点とする。	(04)について ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行なった工事。 (05)について ・ガスパ、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 (06)について ・市街地での夜間工事やD1D地区での工事。 (07)について ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 (08)について ・事故や災害発生直後の緊急時な対応が必要な工事で、24時間対応の施工等により早期の完成が求められる工事。 (09)について ・作業現場が広範囲に分布している工事。 (10)について ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。
		■厳しい自然・地盤条件への対応 ☐ 11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 ☐ 12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 ☐ 13. 被災箇所への措置や急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 ☐ 14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 ☐ 15. 維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事 ☐ 16. その他 （理由： ） ※その他の評価は右記の【事例】（15.）の事例を参考に、当該工事の工事特性等判断して評価項目に加える場合は、その理由を必ず記載す ※上記の対応事項に1つ以上レ点がつけば4点の加点とする。	(11)について ・河川内の橋脚工事等で、地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め工法等が必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎の1本毎に地質調査を実施する他、支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 (12)について ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため、作業構台等を設置した工事。 (13)について ・被災箇所における二次災害の危険性に対する注意が必要とされる工事 ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは命綱を使用する必要があった工事。（法面工は除く） ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事。 (14)について ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。 (15)について ・維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事 (16)について ・その他、自然条件また地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機への措置のうちに評価すべき事項が認められる工事。
	評価	■長期工事における安全確保への対応 ☐ 17. 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く）※但し、文書注意に至らない事故は除く。 ☐ 18. その他 （理由： ） ※上記の対応事項に1つ以上レ点がつけば6点の加点とする。	※12ヶ月未満の工期であっても、現地の作業条件により安全確保への対応が難しく、特筆し評価すべき事項がある工事の場合は、「その他」に理由を記載し評価することも可能。
	備考	評点： +0 点 ※点数を修正した場合、その修正根拠を備考に記載する。	備考

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。

※2. 第一次評定者が評価する「5.創意工夫」との二重評価は行わない。

※3. 評価に当たっては、監督員の意見も参考に評価する。

※ 総合評価落札方式で技術提案されている事項については、評価事項から除外する

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

〔記入方法〕 該当する項目の□にレマークを記入する。

(第二次評定者)

考査項目	細別	対応事項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例	
4 工事 特性	Ⅰ 施工条件等への対応 — 建築工事— キーワード評価	■建物の特殊性への対応 ☐01. 対象建物の延べ面積、高さ等の規模が特殊な工事 ☐02. 対象建物の耐震レベルが高い工事 ☐03. 対象建物の機能が特殊な工事 ☐04. その他 (理由:) ※その他の評価は右記の【事例】(04.)の事例を参考に、当該工事の工事特性等判断して評価項目に加える場合は、その理由を必ず記載する。 ※上記の対応事項に1つ以上レ点がつけば4点の加点とする。	(01)について) ・延べ面積10,000㎡以上の建物 ・地上9階以上または建物高さ31m以上の建物 ・大空間のホール等を有する建物 (02)について) ・建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてⅠ類及びA類に属する工事 ・電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 (03)について) ・研究施設、美術館等、特殊機能・設備のある建物 (04)について) ・特殊な工法及び材料等を採用した工事 ・特殊な設備システムを採用した工事 ・免震装置を設ける工事 ・その他、建物固有の難しさへの対応が特に必要な工事	
		■都市部等の作業環境、社会条件等への対応 ☐05. 地中埋設物等の作業障害がある工事 ☐06. 工事影響に配慮すべき建物等の近接物がある工事 ☐07. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 ☐08. 周辺水域環境に対する水質汚濁を特に配慮する工事 ☐09. 施工状況(条件)に対応した施工・工法等が特に必要な工事 ☐10. その他 (理由:) ※その他の評価は右記の【事例】(10.)の事例を参考に、当該工事の工事特性等判断して評価項目に加える場合は、その理由を必ず記載する。 ※上記の対応事項に1つ以上レ点がつけば6点の加点とする。	(05)について) ・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り直しを行う工事 (06)について) ・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事 ・工事に支障をきたす地中埋設物・酸欠・有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事 ・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 (07)について) ・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められている工事 (08)について) ・場内に汚水処理装置(水替え)を必要とする工事 (09)について) ・工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 ・工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 ・休日・夜間作業が工程の過半を超える工事 ・施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事 ・特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の受注者が複数ある工事 ・外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事 ・特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事 ・施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 ・同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事 (10)について) ・その他、特に困難な調整を行った工事	
		■厳しい自然・地盤条件への対応 ☐11. 湧水の発生等、地下水の影響が大きな工事 ☐12. 軟弱地盤等、支持地盤の影響が大きな工事 ☐13. 雨・雪・風・気温等の影響が大きな工事 ☐14. その他 (理由:) ※その他の評価は右記の【事例】(14.)の事例を参考に、当該工事の工事特性等判断して評価項目に加える場合は、その理由を必ず記載する。 ※上記の対応事項に1つ以上レ点がつけば4点の加点とする。	(11)について) ・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事 ・大規模な山留め工法が必要な工事 (12)について) ・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事 (13)について) ・冬季施工のため、大規模な雪寒冬困いをする必要があったり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事 ・地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事 (14)について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事 ・その他、災害等における臨機の措置の内、特に評価すべき事項が認められる工事	
		■長期工事における安全確保への対応 ☐15. 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く)※但し、文書注意に至らない事故は除く ☐16. その他 (理由:) ※上記の対応事項に1つ以上レ点がつけば6点の加点とする。	※12ヶ月未満の工事であっても、現地の作業条件により安全確保への対応が難しく、特筆し評価すべき事項がある工事の場合は、「その他」に理由を記載し評価することも可能	
	評価	評点: 0 点 ※ 点数を修正した場合、その修正根拠を備考に記載する。	備考	

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。

※2. 第一次評定者が評価する「5.創意工夫」との二重評価は行わない。

※3. 評価に当たっては、監督員の意見も参考に評価する。

※ 総合評価落札方式で技術提案されている事項については、評価項目から除外する。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。

(第二次評定者)

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c
6 社会性等	I 地域への貢献等	配点：+10	配点：+7.5	配点：+5	配点：+2.5	配点：0
		☐ 地域への貢献が優れている	☐ bより優れている	☐ 地域への貢献がやや優れている	☐ cより優れている	☐ 他の評価に該当しない
☐ 01. 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 ☐ 02. 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。 ☐ 03. 定期的に広報誌や現場見学会等を実施する等、地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 04. 地域生活に密着したゴミ拾い、道路清掃等を積極的に実施し、地域に貢献した。 ☐ 05. 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 06. 災害時等に、地域への援助・救援活動に参加した。 ☐ 07. その他（理由：_____） ☐ 08. その他（理由：_____） ※ 工事特性等から評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。 ※ 「『週休2日工事』試行要領（令和7年4月 富山県土木部）」又は「富山県農林水産部所管建設工事に係る『週休2日工事』試行要領（令和7年5月）」を適用した場合、週休2日の達成状況に関わらず、項目07による加点は行わない。 ※ 「週休2日制モデル工事（令和6年度は週休2日工事）」を適用した場合 「週休2日制モデル工事（週休2日工事）」を実施し、完全週休2日を達成した場合、07にレマークを記入し、その理由に「週休2日制モデル工事（週休2日工事）」を実施し、完全週休2日を達成」を選択入力する。配点は+5点とする。ただし、完全週休2日以外の評価対象項目を考慮して配点することは可能。 ※ なお、「週休2日制モデル工事（週休2日工事）」に関する「工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書」の提出は不要とする。 判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a, a', b, b', c評価を行う。 ※ 第二次評定者は、第一次評定者の意見を参考に発注工事全体を視野に入れた総括的な評価を行う。 ※ 評価に当たっては評価対象項目のレ点の数だけにとらわれず、評価する内容を総合的に判断し評価する。 （例えばレ点の一つであっても、その内容が特に評価に値する場合はa評価も可） ※ 総合評価落札方式で技術提案されている事項については、評価項目から除外する。 評定：c 配点：0						

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。

(第二次評定者)

審査項目	法令遵守等の該当項目一覧表																
7 法令 遵守 等	☐ 項目該当なし <table><thead><tr><th>措置内容</th><th>点数</th></tr></thead><tbody><tr><td>☐ 01. 指名停止3ヶ月以上</td><td>-20点</td></tr><tr><td>☐ 02. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td><td>-15点</td></tr><tr><td>☐ 03. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td><td>-13点</td></tr><tr><td>☐ 04. 指名停止2週間以上1ヶ月未満</td><td>-10点</td></tr><tr><td>☐ 05. 文書注意</td><td>-8点</td></tr><tr><td>☐ 06. 口頭注意</td><td>-5点</td></tr><tr><td>☐ 07. 工事関係者事故、又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微又はその他の理由により、口頭注意以上の処分がなかった場合</td><td>-3点</td></tr></tbody></table> 評点： 0 点	措置内容	点数	☐ 01. 指名停止3ヶ月以上	-20点	☐ 02. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点	☐ 03. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点	☐ 04. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10点	☐ 05. 文書注意	-8点	☐ 06. 口頭注意	-5点	☐ 07. 工事関係者事故、又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微又はその他の理由により、口頭注意以上の処分がなかった場合	-3点
	措置内容	点数															
	☐ 01. 指名停止3ヶ月以上	-20点															
	☐ 02. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点															
	☐ 03. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点															
	☐ 04. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10点															
	☐ 05. 文書注意	-8点															
	☐ 06. 口頭注意	-5点															
	☐ 07. 工事関係者事故、又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微又はその他の理由により、口頭注意以上の処分がなかった場合	-3点															
	① 本評価項目（7. 法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用するが、上表の「口頭注意」以上の措置は、本庁指名委員会の決定に基づくものを対象とする。																
	② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。																
	③ 「工事関係者」とは、②を履行する請負会社の役員、従業員及びその履行をするために現場に従事する者並びに下請契約した会社の役員、従業員及びその履行をするために現場に従事する者とする。																
	【上記で評価する場合の適応事例】																
	☐ 01. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。																
	☐ 02. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡、又は継承を行った。																
	☐ 03. 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。																
	☐ 04. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。																
☐ 05. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕、又は告訴された。																	
☐ 06. 建設業法に違反する事実が判明した EX) 一括下請け、技術者の専任違反等																	
☐ 07. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。																	
☐ 08. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。																	
☐ 09. 監督、又は検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは、不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。																	
☐ 10. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを、期日以内に行っていない。 あるいは、不当に下請代金の額を減じている。あるいは、それに類する行為がある。																	
☐ 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕、又は送検等された。																	
☐ 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」、あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。																	
☐ 13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。																	
☐ 14. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、又は重大な損害を与えた公衆災害を起こした。																	
☐ 15. 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。																	
☐ 16. 受注者が社会保険等未加入建設業者の下請負人と契約を締結した。																	
☐ 17. その他 （理由：）																	

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。

(第二次評定者)

審査項目	総合評価方式の該当項目一覧表	合計						
8 総合評価方式等	☐ 項目該当なし							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>措置内容</th><th>点数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ☐ 01. 総合評価方式の入札に提出した技術提案等が虚偽報告等悪質な事実が判明した。 </td><td>-13.0点</td></tr> <tr> <td> ☐ 02. 総合評価方式の入札に提出した技術提案等に記載された事項が履行されなかった。 α : 点 (当初の技術加算点) β : 点 (達成度合いに応じて再計算した技術加算点) </td><td>0 ~ -8.0点</td></tr> </tbody> </table>	措置内容	点数	☐ 01. 総合評価方式の入札に提出した技術提案等が虚偽報告等悪質な事実が判明した。	-13.0点	☐ 02. 総合評価方式の入札に提出した技術提案等に記載された事項が履行されなかった。 α : 点 (当初の技術加算点) β : 点 (達成度合いに応じて再計算した技術加算点)	0 ~ -8.0点	評点 : — 点
	措置内容	点数						
	☐ 01. 総合評価方式の入札に提出した技術提案等が虚偽報告等悪質な事実が判明した。	-13.0点						
☐ 02. 総合評価方式の入札に提出した技術提案等に記載された事項が履行されなかった。 α : 点 (当初の技術加算点) β : 点 (達成度合いに応じて再計算した技術加算点)	0 ~ -8.0点							
① 本評価項目(8.総合評価方式等)で評価する事例は、「入札時に提出された落札者の技術提案等に記載された事項が履行されていない場合で再施工又は修補が合理的でないと認められる場合で上表の措置があった」場合に適用する。 ② 評点の算出方法 評 点 = $-8 \times \{ (\alpha - \beta) / \alpha \}$ α : 当初の技術加算点 β : 達成度合いに応じて再計算した技術加算点 注1) 評点は、小数点第二位を四捨五入して一位止めとする。	評点 : — 点							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>措置内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ☐ 03. その他 点 理由 : </td></tr> </tbody> </table>	措置内容	☐ 03. その他 点 理由 :	評点 : — 点					
措置内容								
☐ 03. その他 点 理由 :								